

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県公安委員会
福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第7号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

（警 務 課）